

社会福祉法人いたるセンター

役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人いたるセンター（以下「法人」という。）の定款第8条及び第21条の規定に基づき、この法人の役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」という。）の報酬並びに退職慰労金（以下「報酬等」という。）及び費用弁償に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、定款第10条第1項第1号及び第16条に基づき評議員会で選任された理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、役員のうち法人の主たる役職を有する者、若しくは特定の職務を遂行する者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち常勤役員以外の者をいう。
- (4) 評議員とは、定款第6条に基づき選任された者をいう。
- (5) 報酬とは、社会福祉法第45条の3第1項に基づき定める報酬、賞与、その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益をいい、その名称の如何を問わない。
- (6) 退職慰労金とは、役員として円満に任期を満了、または辞任、解任、死亡により退任した者に支給するものとし、死亡により退任した者については、その遺族に支払うものとする。
- (7) 費用とは、法人の職務遂行に伴い発生する出張旅費（宿泊費を含む）、通勤費、交通費等の経費をいい、第5号の報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 役員等には、勤務形態に応じて、次の通り報酬等を支給する。

- (1) 常勤役員については、報酬及び退職慰労金を支給する。
- (2) 非常勤役員については、業務に応じた報酬を支給することとし、退職慰労金は支給しない。
- (3) 評議員については、報酬を支給する。

(役員の報酬等の算定方法)

第4条 常勤役員に対する報酬等の額は、定款第21条に基づき、評議員会で定める総額の範囲内で、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

(1) 報酬については、1人当たりの月額を別表1に定める範囲内とする。

(2) 退職慰労金については、別表2に定める算式により算出される額とする。

2 非常勤役員に対する報酬は、別表3に定める額とする。

(評議員の報酬等の算定方法)

第5条 評議員に対する報酬等の額は、定款第8条に基づき、各事業年度の総額が5百万円を超えない範囲で、別表3に定める額とする。

(費用の算定方法)

第6条 第2条第1項第7号に定める費用は、実費弁償とする。

2 常勤役員の通勤費は、実費の範囲内で法人の正職員賃金規程に準じて支給する。

(報酬等の支給方法)

第7条 常勤役員に対する報酬等の支給は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める時期とする。

(1) 報酬については、毎月15日とする。ただし、その日が銀行等金融機関の休日に当たるときは、その前営業日とする。

(2) 退職慰労金については、任期の満了、辞任、解任または死亡により退職した後90日以内に支給する。

2 非常勤役員及び評議員に対する報酬及び費用弁償は、別表3に定める支給事由が生じた都度に支給する。

(公表)

第8条 法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、定款第10条第1項第2号及び第3号に基づき、評議員会の決議によって行なう。

(補則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定めるものとする。

附 則

この規程は、平成21年11月21日から実施する。

この規程は、平成27年 3月16日から改正実施する。

この規程は、平成28年 3月29日から改正実施する。

この規程は、令和 3年 3月23日から改正実施する。

この規程は、令和 5年 6月27日から改正実施する。

この規程は、令和 8年 6月24日から改正実施する。

別表1 (常勤役員の報酬)

役 職	報酬月額 (1人あたり)	年間総額 (1人あたり)
常勤役員	602,667 円	7,232,000 円

別表2 (常勤役員の退職慰労金)

退職慰労金の額＝最終役員報酬月額×在職年数×係数

(1) 在職年数は1年単位とし、端数は月割りとし、1ヶ月未満は切り上げる。

(2) 係数は0.5から5.0の範囲とし評議員会の決議による。

(3) 常勤役員在職期間における最も高い役員報酬額を最終役員報酬月額とすることができる。

別表3 (非常勤役員及び評議員の報酬)

支給事由 (支給対象)	報酬の額
評議員会、理事会、監事監査への出席	1回あたり 20,000 円